

三重働き方改革推進支援センター

事業主が取り組む「働き方改革」を専門家が無料でサポートします！

①事業所を個別支援（訪問コンサル）

商工団体等の担当者様の同席も可能

- ☑『生産性向上と賃上』を行いたい
- ☑『長時間労働』を減らしたい
- ☑『人手不足』で困っている
- ☑『賃金規定』を見直したい

事業主



社会保険労務士
中小企業診断士
キャリアコンサルタント等

専門家

無料で支援



最大6回の支援が可能
(1回あたり90分程度)



②団体支援（セミナー講師派遣など）

オンライン対応も可能

「働き方改革」に関するセミナーの講師を無料で派遣します。

例えば、

- ・働き方改革関連法の改正について
(ハラスメント対策の義務化、育児介護休業法、同一労働同一賃金など)
- ・助成金・補助金申請のポイント
- ・離職防止、社員研修
- ・働き方改革とSDGs
- ・ワークライフバランスと女性活躍
- ・生産性向上とIT活用 (DX、ECサイトの運営、テレワーク導入など)

など、「働き方改革」に係るものなら何でも対応可能です。



お気軽にお問い合わせ・ご相談ください。

【三重働き方改革推進支援センター】

〒514-0004 津市栄町2丁目209 セキゴン第二ビル2F

電話：059-271-5668 ファックス：0120-111-417

FAX：059-271-6654

メールアドレス：mie@task-work.com

Facebook



開催予定の
Webセミナー



中小企業・小規模事業者向け
「働き方改革」入門セミナー

参加費
無料

待ったなし！働き方改革 企業がとるべき対策は？

2019年4月から小規模事業者でも、従業員（管理監督者等を含む）の年5日間の有給休暇取得及び、健康管理の観点から、労働時間の把握が義務化されました。

本セミナーでは、働き方改革に関連した法律や制度の概要を含め、助成金等の活用術や積極的な企業の取組事例についてご説明いたします。



あまね経営労務事務所
社会保険労務士・AFP
市川 周 氏
講師紹介

業務用映像機器や空調機器を提案販売する技術営業として10年の経験後、社労士、FPとしてあまね経営労務事務所を開業。お客様の会社の現状・将来のビジョンをヒアリングし就業規則の改訂、助成金の提案、人事評価制度やI.T・福利厚生を導入、求人支援等を行っている。前職では営業・現場監督・クレーム対応も兼任していたこともあり、どんな会社のお困りごとでも社長と一緒に考え、行動し、解決する。また地元伊賀・名張では他土業と協力して無料相談会を定期的に開催中。

得意分野：助成金、求人・採用、I.T、福利厚生

令和元年

日時 **8月8日(木)**

14:00~16:00

会場 鈴鹿商工会議所 2階 特別会議室
(鈴鹿市飯野寺町816番地)

対象：事業を営んでいるすべての方
定員：30名(定員になり次第締め切ります)
主催：鈴鹿商工会議所 中小企業相談所
三重県働き方改革推進支援センター
問合せ：Tel 059-382-3222 Fax 059-383-7667
担当者：高橋

セミナーカリキュラム

- ①働き方改革関連法の対応ポイント(60分)
- ②令和元年版 助成金活用術 (60分)

8/8(木)開催 「働き方改革」入門セミナー 受講申込書

※以下に必要事項をご記入の上、Faxにてお申し込みください。

事業所名	TEL	
所在地	FAX	
参加者氏名	①	業 種
	②	従業員数
	役員(家族) 名、正規従業員 名	
	家族専従者 名、パート7割以上 名	

※ご記入いただいた個人情報は、商工会議所からの連絡・情報提供等に利用するほか、三重県への実績報告のための調査・分析などに活用します。

FAX送信先 ☎ 059-383-7667 鈴鹿商工会議所 行

若年者に好まれる職場作りを 一緒に考えてみませんか？



【日時】2月14日(金) 13時半~16時

【場所】鈴鹿市神戸コミュニティセンター 2F

(鈴鹿市神戸9丁目24-52 ハローワークから徒歩2分)

【対象】若年者の早期離職について対策を検討したい事業所(人材育成担当者又は現場で若者を指導する係の方)

【内容】

★近年の若年者の傾向・価値観の変化について
& 若者との関わり方のポイントについて

窓口での相談内容、離職理由等のデータを元に学卒ジョブサポーターが説明します。

★助成金・福利厚生を活用した魅力ある職場づくりについて

三重県働き方改革推進支援センター専門家がポイントを伝授します。

★グループディスカッション、情報交換 など

1事業所につき2名までOK!

要予約(定員30名)
1月15日締切

申し込み・問合せ先：ハローワーク鈴鹿
学卒担当 059-382-8609

※お早めにお申し込み下さい

主催：三重労働局(津市島崎町327-2)

機器の買替えに助成金を活用しませんか？

中小企業・小規模事業者向け 支援策等説明会 のご案内

～助成金等を活用した賃金の引上げに向けて～

事業場内最低賃金の引上げに
活用できる助成金があります！

無料

中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、また企業の魅力ある職場作りの取組み等への支援策について、下記のとおり説明会を開催することとしました。皆様ふるってご参加下さい。

日時：令和元年6月11日(火) 13:30~15:40(開場13:15)

場所：津公共職業安定所 2階共用会議室 (津市島崎町327-1)

内容：「賃金を引き上げる取組」を支援する助成金と事例紹介

個別に、助成金の
相談に応じます！

「魅力ある職場作りや社員育成」を支援する助成金

「下請取引の公正化」を通じて中小企業者等を支援する取組の紹介

「働き方改革を進める事業主」を支援する窓口の紹介

就業規則変更を
無料でお手伝い！

「個別相談会」

説明会は15:10までです。説明会の終了後、続けて
個別相談会を開催します。お気軽にご相談ください。

賃金規定の作成や
変更の相談に応じます！

○セミナー参加費は無料ですが、事前申込みが必要です。裏面の申込用紙により、FAXでお申し込み下さい。

○資料等準備の都合上、令和元年6月4日(火)までに、FAXによりお申し込み下さい。

なお、当方から申込み完了の連絡は致しませんのでご了承下さい。また、先着順で受付をさせていただきますので、申込み多数の場合は参加をお断りする場合がございます。予めご容赦下さい。

職場環境を整備して助成金を有効活用しよう！ 労働契約と雇用関連助成金活用セミナー

2019年4月より順次施行された「働き方改革関連法」は、労働基準法、労働契約法、労働安全衛生法、パートタイム労働法、労働派遣法、労働時間等設定改善法、じん肺法、雇用対策法の8つの労働法を改正する法律の総称で、「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」について、大改革をおこなうことを目的としています。

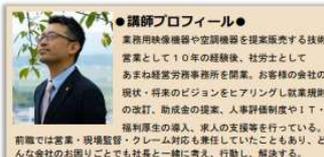
この大改革に対し、本セミナーでは「新たな制度に対応した雇用」について学びながら、有用な助成金制度の活用についてご紹介します。

令和4年 9月13日(火) セミナー 14:00~16:00
個別相談会 16:00~17:00

講師 あまね経営労務事務所 市川 周 氏
特定社会保険労務士

講座内容

1. 働き方改革とは？
今年の法改正ポイントについて
2. 厚生労働省の助成金について
3. 今年のおすすぬ助成金
4. 就業規則について
(助成金に関する規定)
5. 申請時の注意点、その他、まとめ
※最新情報を取り入れるため内容が変更になる場合がございます。



受講料 無料 定員 20名程度

受講方法 会場(名張産業振興センター)での受講のほか、オンラインでの受講も可能です。(ZOOM)使用予定)

オンライン受講希望の方は申込書に必ずメールアドレスをご記入ください。

講習会後、個別相談を実施いたします。予約制です希望される方は、事前にお申し込みください。

問合せ・申込先 名張商工会議所 TEL: 0595-63-0080 FAX: 0595-64-3211

主催：名張商工会議所

FAX 0595-64-3211 ※切り取らずにFAXしてください。

『労働契約と助成金活用活用セミナー』受講申込書 (9月13日(火))

事業所名	TEL	
所在地	受講場所	オンライン ・ 会場
受講者氏名	メールアドレス	
個別相談について	個別相談を希望する	個別相談を希望しない

*本申込書にご記入いただいた情報は、本講習会開催に係る各種連絡の他、当所主催の講習会案内等に利用させていただきます。